

見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリー**や**金貨**はないか」と

男性に**せかさ**れ、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪

などの**貴金属**を**出した**。

すると合計1200円の

明細書とお金を渡され、

物品を**持ち帰られた**。

貴金属を出してしまった

ことを後悔している。

取り戻したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りの**はずが** 貴金属を**買い取られた!**

ひとこと助言

売らないモノは
見せない!



見守るくん

- 売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人に対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- 売る場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。

悪質商法や、契約に関する
トラブルのご相談は
消費者ホットライン 188
ひとりで悩まず相談

メール相談
はこちら



神戸市消費生活センター

平日：9時～17時（来訪相談は16時半まで） 土日祝：10時～16時（電話相談のみ）